月末から来年3月までの10 書を送付します。納期は6

納付方法の変更

制世帯主」といいます。こ

でない世帯主のことを「擬

このような国保の加入者

付してください。口座振替

必ず納期内に納

人は自動的に振替しま

座振替に変更することもで

▼問い合わせ

税務課収納係

天引き対象外の保

険料は、届け出をすれば口

年金から天引きされる保

険料計算の対象にはなりま の場合、世帯主の所得は保

業者本人以外の国保加入者の

るときの医療費にあてる助

し合い、お医者さんにかか

け合いの制度です。

平成30年度の国民健康保

保険料は年金から天引き

健康を支える国民

国民健康保険(国保)は、

険料は、

口座振替や金融機

失業した国民健康保険(国保)

会社の倒産や解雇等により

保険料軽減

非自発的失業者の

する月から翌年度末の間

国民健康保険料等の

加入者の保険料を軽減しま

軽減を受けるには、

離職月の翌月から平成31年

(2019年) 7月までの高

皆さんの健康を支えていま

万一の病気やけがに備

書に必要事項を記入・押印 がまだの人で希望される場 のうえ、指定金融機関にお なお、口座振替の手続き また、一定の要件により 同封の口座振替依頼

等で納付してください。

※詳しくは納付書の裏面を

関、コンビニエンスストア

擬制世帯主

ずれも満たす人。

離職時点65歳未満

▽対象 次の①②の要件をい

出が必要です。

ご覧ください。

料を納める義務は、世帯国保の各種届け出や保険 ます。 の義務を負うことになり も世帯の中に国保の加入 者がいる場合は、これら 保の加入者でない場合で 主にあります。世帯主が国

齢者支援金に係る支援分、

国保の納付通知書の表紙に

「特別徴収用」と表示して

この場合、6月に送付する

(特別徴収)となります。

費にあてる医療分と後期高 険料は、加入者の医療給付

介護給付金に係る介護分

(40歳~64歳の人) を合わ

います。

る人は、9月(4期)まで ※10月から天引き対象とな

口座振替や納付書で納付し

せた額(表1)です。

納付通知書

6月に保険料の納付通知

分の再判定を行います。 載されている離職年月日と離 者」または「特定理由離職者」 ②雇用保険の「特定受給資格 ※給与所得以外の所得や、 療養費負担限度額等の所得区 て保険料を算定し、また高額 ▽軽減方法 失業者の前年給 ※雇用保険受給資格者証に記 と認定されている。 与所得を実際の3割とみなし 理由コードで確認します。

格者証、印かん

その他の失業者の

▽手続きに必要なもの

時点で軽減は終了となりま

より、国保の資格を喪失した

※他の健康保険への加入等に

額療養費負担限度額等

▽手続きに必要なもの ついて、所得割の月割額を3 用保険を受給する場合、その 健康保険証、 受給期間に相当する保険料に 退職による国保加入者が雇 雇用保険受給資 保険料減免

健康保険証、雇用保険受給資 国民 の医療費自己負担限度額を加護基準額の1・1倍に世帯直近3カ月の収入が生活保 合 その他、特に必要と認めた場 算した額の1・1倍以内② り最大6カ月)

▽減免期間 3カ月以内 (医師の意見によ 原則として年間

免します。 に該当すれば一部負担金を減 高額となる場合、 1カ月に支払う一部負担金が 国保加入者が、 一部負担金の減免等

ら平成30年度までの保険料と 30年3月30日までに失業した (例)平成29年3月31日から 八…離職日翌日の属する月か

が著しく減少する国保加入者 課までお問い合わせくださ

ります。詳しくは、国保医療も減免の対象となる場合があ ※失業等により前年より所得

医療機関で 一定の要件

	変更前(平成30	年7月まで)		
		自己負担限度額(月額)		
所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者	課税所得 690万円以上 課税所得 380万円以上 課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円+1%※1 〈44,400円〉※2	
	一般	14,000円 〈年間上限144,000円〉	57,600円 〈44,400円〉※2	

を証明できる書類、

など加入者全員の収入状況等

▽手続きに必要なもの

健康保険証、

給与支払証明

自己負担限度	額(月額)
外来	外来十入院
(個人単位)	(世帯単位)
252,600円+	-1%×4
<140,100	円〉※2
167,400円十	-1%×3
<93,000	円〉※2
80,100円+	-1%×1
<44,400	円〉※2
18,000円	57,600円
〈年間上限144,000円〉	〈44,400円〉※2

現役並み所得者=窓口の 負担割合が3割の人 一般=窓口の負担割合が 1割もしくは2割で、住

 $\times 1$ 「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。 ※2 過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。

※3 「+1%」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。 ※4 「+1%」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

平成30年度国民健康保険料が決定

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分 の合計となります。平成30年度から法律等の改正により、軽 減対象世帯が拡大され、賦課限度額が引き上げになります。

■平成30年度保険料率

(表1)

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.66%	2.91%	2.55%
均等割	25,639円	9,499円	9,116円
世帯平等割	18,746円	6,945円	4,639円
賦課限度額	58万円	19万円	16万円

■法定軽減対象の基準額の変更について

低所得者の負担軽減のため、下表のとおり法定軽減(均 等割・世帯平等割のみ)の基準額が変更され、対象が拡大 されます。

法定軽減	平成30年度	平成29年度
5割	33万円+27万5千円 ×被保険者数	33万円+27万円×被保 険者数
2割	33万円+50万円×被 保険者数	33万円+49万円×被保 険者数
ツ州世ナレ	団/gtm 3 老会員の会議	+配得今婚が上主の今婚

- ※世帯王と、国保加入者全員の台計所停金額が上表の金額 以下の場合に軽減対象になります。
- ※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者 を含みます。
- ※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

保険料算出の例

後期

医

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳の 人) に該当する場合。

世帯の所得	法定軽減	保険料
33万円	7割	56,725円
143万円	5割	238,872円
233万円	2割	413,687円
300万円		539,418円
400万円		670,618円

平成30年4月分から

後期高齢者医療保険料は、①全員に納めていただく 定額部分(均等割)と、②所得に応じて納めていただ く部分(所得割)があります。

保険料の軽減措置について、平成30年4月分から軽 減率が変更になりました。

※保険料の通知は7月中旬に送付します。

■元被扶養者の軽減 5割(変更前は7割)

ただし、世帯の所得が低い元被扶養者は、均等割の軽減(9 割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

元被扶養者(制度加入の前日まで、ご家族の会社の健 康保険などで被扶養者だった人)※国民健康保険や国民健康 保険組合の加入者は除く。

■所得割の軽減を廃止 (変更前は軽減率2割)

賦課のもととなる所得金額(※)が58万円以下の人

(※) 平成29年中の総所得金額等-33万円(基礎控除額) 詳しい保険料の納付方法などは、広報やわた7月号でお知 らせします。

70歳以上の 高額療養費の上限額が変更

平成30年8月から、70歳以上の国民健 康保険と後期高齢者医療加入者の、高額 療養費の上限額が変更されます(住民税 非課税世帯は除く)。

また、これに伴い、「現役並み所得者 (住民税課税所得690万円以上の人以外)」 の人は「限度額適用認定証」が必要にな ります。

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になっ た場合、決められた上限額を超えた額を 払い戻す制度です。上限額は個人または 世帯の所得に応じて決まります。

民税課税世帯の人 ◆問い合わせ 国保医療課